

補足説明書

市立東大阪医療センター 本館2階精神科外来改修業務

1. 作業時間に於ける条件

◇ 作業時間（原則）：平日は原則外来診療時間後17時から翌朝5時までとし、土日祝においては、午前8時30分から翌月曜日の朝5時までまたは祝日明けの日の朝5時までの作業とする。その他状況に応じて地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という。）と協議すること。

本業務における担当部署：事務局契約会計課

◇ 特殊作業の作業時間について

- ・大型機械等の騒音・振動作業：土・日・祝日の8時30分から18時00分
※ 上記時間を原則とし、状況に応じて医療センターと協議すること。
- ・給水・給湯管の切替（断水）・停電等作業：事前（14日前目安）に施工計画書で承認を受け、極力短時間とする。大規模な停電については、事前に十分検討を行ない、期間に余裕を持って計画の承認を受けること。

2. 業務期間での遵守事項

◇ 基本事項

- ・医療センター関係者とコミュニケーションを取り、受注者独断で作業を行なうことは厳禁とする。
- ・医療センター内での全作業は、定例会議にて工程表・作業計画書により担当部署の了解を得ること。
- ・騒音・振動作業、臭気等が発生する作業は事前に医療センターの許可を得ること。
- ・火気使用（サンダー含む）をする場合は、事前に火気使用届を防災センターに提出し、事務局契約会計課の許可を得ること。
- ・作業員は医療センター指定の腕章を着用すること。（作業前に警備員室で貸し出し、作業後に返却のこと）また、施設外へ出る際には必ず腕章を外すこと。
- ・作業員への新規入場者教育を行い、注意事項を周知徹底させること。
- ・作業に変更が生じる場合、事前に担当部署に報告すること。
- ・作業中止の要請時は速やかに作業を中止し、担当部署の指示に従うこと。
- ・事故発生時には直ちに作業を中止し、担当部署に連絡すること。
- ・事故後は再発防止協議会を実施し、担当部署に報告すること。なお作業の再開は医療センター関係者全員の許可を得てからとする。
- ・土日祝日及び早朝夜間作業において、何らかの支障があった場合は、医療センター内の防災センターに連絡をすること。その後、指示に従い是正処置を行うこと。

◇ 搬入・作業通路

- ・関係車両は構内徐行すること。
- ・資材搬入等は土日祝を原則とし、医療センターの許可を得たうえで行うこと。

- ・第三者の安全通路を確保すること。
- ・必要に応じ、経路上の養生を行うこと。
- ・関係車輛の駐車場所、台数は医療センターの指示に従うこと。
- ・搬入経路は、事前に医療センターの承諾を得た上で、作業計画書を提出すること。

◇ 仮設関係

- ・資材置場は、構内の指定された場所とすること。
- ・床・壁・天井及び什器・備品に必要な応じ、養生を行うこと。

◇ 仮設電源・設備関係

- ・仮設電源は、医療センターより電源を支給する。その場合は、必要に応じ、医療センター指定分電盤の空回路に工事用ブレーカーを設置等すること。上記回路の場合も漏電防止のため、必ず漏電遮断ブレーカーを介して電動工具を使用すること。
- ・着工前に仮設電気計画を作成すること。医療センターの電源を使用の場合は、所定の許容量を超えないように計画すること。
- ・医療センター指定コンセントを使用する場合は、事前に使用回路を調査し、重要回路に接続していない事を確認すること。また電動工具との間に必ず漏電遮断ブレーカーを設置し、漏電を防止すること。
- ・医療センター設備（機器・配管・配線を含む）の取り扱いは有資格者のみとし、事前に担当部署の許可を得ること。

◇ 仮設における費用負担について

- ・仮設電源に係る費用は受注者負担とする。医療センターの電源を支給する場合は原則として病院負担とする。
- ・工事用給排水に係る上下水道料金は基本的に医療センター負担とする。但し、仮設事務所用給排水や、大量に給排水を行う場合は別途協議とする。

◇ 禁止事項

- ・医療センター敷地内での喫煙（駐車場等含む）
- ・業務範囲外への無断立入り
- ・指定トイレ以外の使用
- ・大きな声での談笑
- ・廊下に複数名が横に並んで歩くこと

3. その他

◇ 共通事項

① 費用内訳書の作成について

- ・仕様書等に記載の性能を満たせること、かつ本業務を完了させるに当たって必要な事項等を盛り込むことを前提条件とした費用内訳書の作成・提出を行うこと。
- ・費用内訳書は、仕様書等交付時に参考として交付する費用内訳書（金抜き設計書）をもとに作成すること。また、福利厚生費を盛り込むこと。

② 費用内訳書（金抜き設計書）について

- ・費用内訳書（金抜き設計書）に記載の数量等は、あくまでも参考数量を記載したものであるため、作業時に数量等が変更になった場合は、医療センターと協議の上決定する。

◇ 特定建設資材廃棄物の処分

費用内訳書の作成において、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木材）の処分費の項目を設け、予定の処分先、運搬距離及び運搬車両の大きさを考慮し計上すること。なお、修繕実績による運搬費及び処分費の設計変更は行なわない。

以 上